

甲斐市 議会総務常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和7年12月12日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（8名）

委員長	内藤久歳君	副委員長	若尾彰子君
	安倍健治君		保坂康君
	金丸幸司君		赤澤厚君
	小澤重則君		松井豊君

欠席委員（なし）

傍聴議員（6名）

秋山照雄（議長）	
山本英君	依田那津希君
樋口孝之君	清水和弘君
滝川美幸君	

説明のため出席した者の職氏名

総務部長	小林一三君	財政部長	宮本裕君
防災危機 管理監	酒井厚志君	総務課長	大木康君
人事課長	小宮山厚君	財政課長	伊藤敦君
税務課長	山田郁子君	防災危機 管理課長	高橋正樹君
総務係長	小林悟君	庁舎・システ ム管理係長	伊藤達郎君
給与係長	伊藤仁美君	財政係長	徳井雄一君
市民税係長	荻原実香君	資産税係長	山本陽一君
防災減災係長	古田悟大君	消防防犯係長	石橋聡君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中 澤 一 昭 書 記 森 田 公
書 記 小 林 久 美

審査内容

1 条例審査

議案第72号 甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正の件

議案第73号 甲斐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件

議案第74号 甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部改正の件

2 補正予算審査

議案第81号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）

3 その他

開会 午後 1時25分

○書記（小林久美君） ご参集、大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから総務常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに、委員長よりご挨拶をいただき、委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、内藤委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 改めまして、こんにちは。

ご参集、大変ご苦労さまでございます。

開会日初日に市長から報告がありましたサンリオに関する記事が昨日、大々的に3か所に掲載されておりました。内容的には、よく分かる内容で、またこれから大いに期待が持てるころだと思います。

それからまた、今回は竜王駅北口の案件に関するものが補正予算で上程されておりました、そんなことを含めて、新年度、また新しい形の中で予算が計上され、また一步前へ進めるかなということを強く感じたところでございます。

本日は今年最後の委員会になろうかと思っておりますけれども、慎重審議をお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

なお、本日の委員会は傍聴を許可しておりますので、ご承知おきください。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は円滑な審査を行うため、タブレットに保存してあります議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに、条例等審査を行います。

議案第74号 甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

小宮山人事課長。

○人事課長（小宮山 厚君） お疲れさまです。

それでは、早速、人事課から議案第74号 甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部改正につきまして説明させていただきます。

初めに、条例改正の提案理由を議案書で説明させていただきまして、その後、改正内容を議会資料で説明させていただきます。

それでは、初めに議案書の37ページからが甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部改正となっておりますが、提案理由が47ページにありますので、お開きをお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部改正の提案理由であります。国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、地方公務員法で定める権衡の原則に基づき、本市においても国家公務員と同様の措置を講ずる必要があるため改正をお願いするものであります。

続きまして、改正内容の概要を議会資料35ページで説明させていただきますので、議会資料の35ページをお願いいたします。

それでは、まず条例改正に至った経緯から説明させていただきます。

国家公務員等の旅費に関する法律は昭和25年の施行以来、大幅な改正が行われておらず、昨今のデジタル化の進展や、交通機関・料金体系の多様化、宿泊料金の変動といった国内外の経済情勢の変化に対応できなくなっていたため、国においては国家公務員の旅費に関する法律の一部改正を令和7年4月1日から施行しております。

また、県におきましても、国家公務員の取扱いに準じ山梨県職員旅費条例等の一部改正が行われ、令和7年4月1日から施行されております。

本市におきましても、経済情勢の変化に的確に対応するため、県の旅費条例の改正に準じ甲斐市職員等の旅費に関する条例のほか、関連例規を一部改正するものであります。

続きまして、主な改正の内容であります。

まず、（1）の条例で定める額と実勢価格との乖離の解消であります。

これまで定額支給としておりました宿泊料は、宿泊基準額となる都道府県ごとに設定した上限額を宿泊費として実費支給します。もう少し詳細を説明させていただきますと、現在は職位に応じた宿泊料を定額で支給しております。例えば、市長や議長であれば1泊につき1

万4,800円、副市長や教育長、副議長、議員の皆様方であれば1万3,100円、部長職などであれば1万900円といった1泊の宿泊料を定額で支給しておりました。

今度、条例の改正後は、宿泊する都道府県によって異なった宿泊料を支給します。また、市長や副市長、教育長、正副議長、議員の皆様方全ての特別職に同じ宿泊料を支給することになります。このため、東京都や埼玉県に特別職が宿泊する場合は2万7,000円を1泊の上限額、特別職以外、部長以下の職員については1万9,000円を上限に支給することになります。また、北海道とか大阪府であれば、特別職は1泊につき1万8,000円、特別職以外の職員にあつては1万3,000円を上限に支給させていただきます。

なお、改正後は定額支給ではなく実費支給となりますので、後日、精算を行っていただきまして、残金が生じた場合は返納をお願いする形となります。

続きまして、(2)の実態・運用に即した規定の整備の①であります。

鉄道賃のうち特急料金の距離制限(片道100キロ)を廃止します。これまでは片道100キロ以上の鉄道利用がなければ、特別な理由を除き特急の使用を認めていませんでした。改正後は100キロ未満であっても特急が利用できることとなります。

続きまして、②であります。「車賃」を見直し、路線バス、タクシーレンタカー等、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用として、「その他交通費」を新設するという改正であります。この改正につきましては、これまで陸路の交通手段に対して支給していました「車賃」の名称を「その他交通費」に改めるものであります。そのため、大きな改正ではないんですが、改正後は、その他交通費に駐車場料金でありますとか高速代も含めて支給できることとなります。

次に、③になります。「日当」を廃止し、新たに「宿泊手当」として、国内1夜につき一律2,400円を支給できる規定を新設するものであります。これまでは県外への出張であれば日帰りの旅行、または宿泊を伴う旅行であっても、職位によって違いはありますが、1日につき1,700円から3,000円の日当を県外への出張であれば支給させていただいていました。改正後は、この日当の制度は廃止しまして、宿泊が伴う旅行に限り最大2,400円の宿泊手当を支給することとなります。

ただし、宿泊費に夕食または朝食のどちらか1食分が含まれている場合は1,600円を支給、また宿泊費に夕食及び朝食の2食分が含まれていれば800円を支給するというような形になります。

次に、④であります。交通費及び宿泊費をまとめてパック料金として支出できるよう

「包括宿泊費」というものを新設します。こちらは、旅行代理店などが提供します交通費と宿泊費をパックとした旅行商品なんかを利用する場合、包括宿泊費として支給することができる規定を新たに整備するものであります。

次に、本定例会におきまして改正する条例であります。ただいま改正内容を説明させていただきました。（１）の甲斐市職員等の旅費に関する条例に加えまして、（２）の甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例から（５）になりますが、甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例までの４本の条例も含めまして、旅費条例の一部を引用していることがありますので、併せて改正をお願いするものであります。

なお、甲斐市職員等の旅費に関する条例ほか４本の条例改正の新旧対照表につきましては37ページから62ページに掲載しております。

36ページをお願いいたします。

最後に、改正条例の施行日であります。令和８年４月１日を予定しております。

以上が議案第74号 甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部改正の説明となります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただけますようお願い申し上げます。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ちょっと1点だけ。

鉄道の件だけれども、基本的には特急料金の距離制限を廃止するということだよ、今度は特急でも使えるということなんだけれども、仮に座席指定とか、グリーン車とかそういうものは除外になるということ。その辺はどうなのか。

○委員長（内藤久歳君） 伊藤給与係長。

○給与係長（伊藤仁美君） お答えさせていただきます。

特別料金に関しては、例えばグリーン車でなければ空いてない場合とか、あと、基本的には２段階とかであれば最下級の級という形になりますけれども、市長とか議長とか職位、職

責に応じてグリーン車とか適切な場合については利用が可能となります。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 要するに、特別な場合、当然今言ったように満席で、たまたまそっちら空いていないということになると、そこしかないよね。それを利用する場合は自己負担じゃなくて公費のほうから落ちるという理解でいいのかな。

○委員長（内藤久歳君） 伊藤係長。

○給与係長（伊藤仁美君） お見込みのとおりです。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 国が公務員等のあれで変えて、山梨県もそれにのっかって一部改正し、本市でもやると。これ予算の出どころってどこになるんですか。国なのか、県なのかとか、この費用。それとも甲斐市で費用として出すのか。

○委員長（内藤久歳君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 予算の中にあります旅費の規定の中から支出する形になりますので、一般財源という形になります。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） こういうふうな改定があるということはいいことかなと思うんですけども、今までというのはこれがなくて、これ以上オーバーになったら個人で払っていたというふうなケースだと思うんですけども、そういうケースというのは今までに結構あったんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 確かにありまして、今年度、令和7年4月から11月30日末時点の実績ということで答弁させていただきますと、自己負担になった件数が10件ありました。全体では96件の出張ないし研修旅行というのがありましたので、そのうちの10件が自己負担になったということで、自己負担額は全体で6万6,850円ほどになっております。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ほかにないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第74号を終わります。

ここで、職員入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時43分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、議案第72号 甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

大木総務課長。

○総務課長（大木 康君） 大変お疲れさまでございます。本日もよろしく願いいたします。

総務課から議案第72号 甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正の件につきましてご説明いたします。

議案書34ページをお開きください。

提案理由につきましては、国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があることから本条例案を提出するものであります。

詳細につきましては、議会資料30ページ、新旧対照表をお開きください。

改正の趣旨でございますが、国の法改正に伴い個人番号を利用する行政事務であります特定個人番号利用事務及び当該行政事務処理に必要な特定個人情報、利用特定個人情報が新たに定義づけされるとともに、引用条項に条ずれが生じたことから規定を整理するものであります。

また、国が推進する業務系システムの標準化に伴い、市外在住課税者など自治体が管理する住民登録外者の宛名番号を管理する機能に新たに個人番号を管理する機能が搭載されたことから、個人番号の独自利用を行う事務として新たに追加するため、条例の一部を改正するものであります。

第2条の定義には、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報の定義づけと引用の条項のずれを解消し、第4条の個人番号の利用範囲では個人番号の独自利用を行う事務として個人番号の利用範囲に住民登録外者の宛名番号機能によるものを追加するとともに、31ページの別表第1においては独自利用事務における住民登録会社の情報の管理、32ページの別表に2においては、庁内の情報連携による独自利用事務における住民登録外者の情報の管理を規定いたします。

なお、本条例の施行日につきましては公布の日からといたします。

以上で本議案の説明を終了いたします。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 個人番号というか、マイナンバーというふうに、ぴんときたんですけども、法改正によって市民にどういったメリットがあるのか、分かったら教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 大木課長。

○総務課長（大木 康君） 今回の条例の改正につきましては、市民へのメリットというよりも、それぞれの用語の定義づけと、口述で説明しましたように、電算システムの標準化に伴いまして新たに機能が追加されたといったことによる改正ですので、特に市民への影響といったものはございません。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） これ行政のほうでどんなメリットがあるか、具体的にちょっと例を挙げてくれる。

○委員長（内藤久歳君） 大木課長。

○総務課長（大木 康君） 現在、マイナンバーを使って法定事務として66事務、甲斐市独自事務として5事務を使っております。これの事務の定義づけが条例に明確にされたということと、電算システムにおいて新たに機能が追加されたということによりますので、またそちらの機能につきましては必要に応じて今後活用していきたいというふうに考えております。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 行政の仕事上、スピーディーにそういったものが解決できるというか、具体的にそういうものを使って仕事の効率がよくなるという理解でいいのかな。

○委員長（内藤久歳君） 大木課長。

○総務課長（大木 康君） 当然マイナンバーというものにつきまして、そういった行政事務の簡略化とか迅速化につながるものですが、今回の改正につきましては、あくまでも定義が国のほうの法律の中で明確になったということの中の改正の趣旨でございますので、マイナンバーの活用につきましては、今後、甲斐市においてもそういったいろんな面で活用のほうはしていきたいというふうに考えております。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 当然、マイナンバーは完全に100%まだ普及しているわけじゃないんで、なかなか難しい面もあるかもしれないんですけども、その辺も努力して、マイナンバーを市民に理解をしてもらわなきゃ難しい問題もあるんですけども、できるだけ普及するようにこちらのほうも努力してもらいたいと思いますけれども、よろしくお願ひします。これは要望で結構ですので、お願ひします。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 1点、34ページの中ほど。この住登外者宛名番号管理機能に対して住登外者の情報の管理って、住登外者というとなんか住民の登録とか基本台帳に載っていないような方というイメージがあるんですけども、これをどうやって管理していくのかなと思っちょつと疑問に思っちょつと、教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 大木課長。

○総務課長（大木 康君） 住民登録外者の例でございますけれども、例えば市外在住の方で市内に固定資産をお持ちの方、あるいは固定資産を共有名義、例えばそれぞれ持分に応じてお持ちの方、そういった方などが住民登録外者ということで一般的に呼称されております。

○委員長（内藤久歳君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 市外の方で、例えば甲斐市内に資産というか財産、土地とか、それを今後管理できるということによろしいんですか。

○委員長（内藤久歳君） 大木課長。

○総務課長（大木 康君） 住民ではないけれども、こういった甲斐市の行政システムに登録されている方、もちろん従前もシステムに入っていたんですけども、今回のシステムの標準化に伴いまして、今まではマイナンバーを管理する機能がついておりませんでした。今回それが、マイナンバーを管理する機能が追加されたということでご理解いただきたいと思えます。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員長報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第72号を終わります。

次に、議案第73号 甲斐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

大木総務課長。

○総務課長（大木 康君） 引き続き、総務課から説明をさせていただきます。

議案書36ページをお開きください。

提案理由につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙運動用のビラ及びポスター作成に係る公費負担限度額が引き上げられたことにより所要の改正を行う必要があることから、条例案を提出するものであります。

改正の内容でございますが、国の法改正に伴い選挙用ビラ及び選挙用ポスターの公費負担額が改定されたことに伴い、本市条例の一部改正を行うものであります。

選挙用ビラの公費負担限度額は、現行の7円73銭から8円38銭となり、65銭の増額、選挙用ポスターの公費負担限度額は、現行の541円31銭から586円88銭となり、45円57銭の増額となります。

また、本条例の施行日につきましては、公布の日からといたします。

公布日以降に告示される甲斐市議会の議員及び長の選挙から適用となります。

以上で本議案の説明を終了いたします。

ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ちょっと聞いておきたいんだけど、このポスターの件で、この間、国政の選挙、参議院選で、ある党がポスターのを買い占めて、そこへ貼ったり何かしたということがあるんだけど、俺たちも勉強不足なんだけど、まず、できるの、あれは。あの辺はどうなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 大木課長。

○総務課長（大木 康君） 恐らく以前の都知事選挙のお話だったと思うんですけど、その後、公職選挙法の改正がなされて、本年5月2日以降に施行される選挙につきましては、選挙ポスターは品位保持ということで、そういったものにつきましては明確に規定なされて、必要に応じて選挙違反となることが明確にされたところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今まではそれがポスター、掲示板でできたということだね。今後は、もしかしたらそれができない、違反になるという理解でいいのか。

- 委員長（内藤久歳君） 大木課長。
- 総務課長（大木 康君） おっしゃるとおりでございます。
- 委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。
- 委員（赤澤 厚君） だから、内容が基本的に、自分の顔写真とかそういったものに限定されるとか、そういった中の内容とか何かは、この前の都議選のときなんかはかなりいいかげんなものが出ていた。ああいうことも一切今度はできないということで理解していいの。
- 委員長（内藤久歳君） 大木課長。
- 総務課長（大木 康君） 今回の条例改正と異なりまして、こちら5月2日からもう既に施行されている内容でございまして、例えばポスターには候補者氏名を明記するとか、そういった規定が5月2日以降の選挙に適用されているところでございます。
- 委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。
- 金丸委員。
- 委員（金丸幸司君） ちなみに、これ枚数って決まっていたつけ。ちょっと教えていただきたいと思います。
- 委員長（内藤久歳君） 大木課長。
- 総務課長（大木 康君） ポスターでよろしいでしょうか。
- 〔「ポスターとビラ」と呼ぶ者あり〕
- 総務課長（大木 康君） ビラにつきましては、例えば市議会議員につきましては上限が4,000枚、ポスターの掲示板につきましては、市内151か所となっております。
- 委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。
- 若尾副委員長。
- 委員（若尾彰子君） 選挙公営に関わる公費の負担についてなんですけれども、こちらの条例のほう、公選はがきについては規定が書かれていなかったんですが、はがきも郵送料が上がりまして、次の選挙の公選はがきというのは自己負担なく、これまでと同じように送れるということでよろしいでしょうか。
- 委員長（内藤久歳君） 大木課長。
- 総務課長（大木 康君） 今回の法改正で市の選挙に影響するものは、まず選挙運動用のビラとポスターということなんですけれども、はがきの発送に係る郵送料につきましては、こちらのほうで直接、日本郵便のほうにお支払いしておりますので、候補者のほうに公費負担ということでお支払いするものでございませぬので、ご理解のほうお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） ありがとうございます。

ちょっと続けてなんですが、今回この公費負担額が上がったのは、いろいろ物価高騰だとかの影響もあるとは思いますが、それに伴って公選法の中で労務管理者に1日支払える限度額ですとか、もろもろ上がっていますが、そういうのの対応は、市としては今後どのようにされていく予定でしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 大木課長。

○総務課長（大木 康君） あくまでも今日ご審議いただいているこの条例の件でございまして、条例以外におきましても、今委員から発言ありました、例えば選挙運動に従事する事務員の報酬とか、弁当料とか茶菓子料とかって、そういったものも単価が上がっております。そちらのほうは、本市の規定において改定のほうをさせていただきます。また、細かい単価等につきましては、今後、立候補者説明会とか、そういった機会がありますので、そういった機会を通じまして皆様のほうに周知していきたいというふうに考えております。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第73号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第73号を終わります。

これで条例等審査を終わります。

続きまして、補正予算審査を行います。

議案第81号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。審査は歳出から行い、説明は担当課ごとに説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） それでは、そのようにいたします。

初めに、総務課より2款総務費、1項総務管理費について説明をお願いいたします。

大木総務課長。

○総務課長（大木 康君） 引き続き、総務課から補正予算繰越明許費の内容をご説明いたします。

初めに、補正予算説明書の18、19ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、6目情報管理費、003業務系システム運営事業、国庫支出金の歳入に伴う財源更正をお願いするものであります。

補正予算の内容であります。本年10月施行の生活扶助基準の見直しに伴い、福祉部福祉課が所管する中国残留邦人等支給支援システムの改修が必要となったことから、システム改修に係る経費、12節委託料86万2,400円を総務課の既存予算において対応することといたしますが、かかる経費10分の10、1,000円未満を切り捨てし86万2,000円が国の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の対象となることから、合わせて一般財源との財源更正を行うものであります。

続きまして、補正予算説明書の38ページをお開きください。

上段の2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、竜王庁舎維持管理事業2億7,371万6,000円の繰越明許をお願いするもので、財源につきましては市債、緊急防災・減債事業債が2億7,370万円、その他公共施設等整備基金が1万5,000円、一般財源が1,000円となります。

内容であります。市では、竜王庁舎の災害時等における庁舎機能の強靱化として、地下等に設置している受変電設備、非常用電源設備等を浸水リスクの低い上層階へ移設し、併せて本館の非常用発電稼働時間の増強を図るため、本年6月の定例市議会において契約の議決をいただき、現在、竜王庁舎電気設備地上化工事を施工しているところであります。

このうち、受変電設備キュービクルに内蔵される変圧器につきましては、来年、令和8年4月からの国の省エネ基準が見直されることに伴い、機器の調達に相当な日数を要し、年度内の完成が見込めないことから予算の繰越しが必要となり、繰越明許をお願いするものであ

ります。

内訳につきましては、12節委託料、工事管理費が905万6,000円、14節の工事請負費が2億6,466万円であります。

なお、本年4月の本常任委員会におきまして、設計の成果と来庁者の利便性を考慮し、施設構造物の建設に伴う新館北側駐車場部分につきましては、工事期間中も車両の通行を可能としたい旨をご説明させていただきましたが、作業の安全性向上等を目的に、仮囲い及び通行を禁止する範囲を拡大し、歩行者のみの通行とすることとなりましたので、この場でご説明をさせていただきます。

また、本内容につきましては、広報1月号で市民の皆様にご周知させていただきます。

以上で今定例会に提案いたしました補正予算の内容説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いたします。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） ここで言う話じゃないと思うんですが、仮囲いをして通行止めにするというと、裏の駐車場がそっくり使えないということになるわけですね。

○委員長（内藤久歳君） 伊藤庁舎・システム管理係長。

○庁舎・システム管理係長（伊藤達郎君） お答えいたします。

現在、新館裏は67台駐車できるんですけども、工事期間中は39台減りまして28台になります。ただし、代替駐車場としていーなとうぶのほうの道反対のほうに30台確保していますので、新館裏駐車場の可能台数は58台となります。

○委員長（内藤久歳君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） いーなとうぶのほうのどこが空いてましたっけね。

○委員長（内藤久歳君） 伊藤係長。

○庁舎・システム管理係長（伊藤達郎君） ちょうどシルバーといーなとうぶの間に公用車が西側に1列止まっているんですけども、その間に、今シルバーにも貸しているんですけども、工事期間中はシルバーはそこは止めない予定になっていますので、そこがそっくり空きますので、一般の来庁者と議員の皆さん方もそちらのほうに止めることが可能になります。

○委員長（内藤久歳君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） 了解しました。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時07分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、防災危機管理課より2款総務費、1項総務管理費及び9款消防費、1項消防費について一括で説明をお願いいたします。

高橋防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） 改めまして、こんにちは。お疲れさまでございます。

防災危機管理課の補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算説明書の18、19ページをお願いいたします。

2段目、2款総務費、1項総務管理費、9目交通安全、防犯対策費につきまして185万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源内訳は、全額一般財源であります。

内容につきましては、説明欄、ナンバー14防犯対策推進事業で、防犯灯維持管理に関わる自治会に対する電気料の一部を補助するものでありますが、電気料金については年々単価が増加しており、決算見込みにおいて不足する見込みであるため、18節負担金、補助及び交付金に必要な額の増額をお願いするものでございます。

次に、34、35ページをお願いいたします。

上段9款消防費、1項消防費、1日常備消防費につきまして1,658万5,000円の増額をお願いするものでございます。財源内訳は全額一般財源であります。

内容につきましては、説明欄ナンバー1、常備消防負担金で、令和7年度の基準財政需要額の確定に伴い、甲府広域については消防費負担金954万5,000円の増額、電気用品及び液化ガス移譲事務負担金につきまして23万8,000円の減額となり、峡北広域については消防費負担金971万円の増額、また北杜消防署旧小淵沢分署解体工事費につきまして、建物を解体して更地で公売する方針から、建物つきで公売する方針に変更となったことに伴い243万

2,000円の減額となり、18節負担金、補助及び交付金1,658万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、9款消防費、1項消防費、5目災害対策費につきまして63万円の増額をお願いするものでございます。財源内訳は、有利な起債を活用するため緊急防災・減災事業債6,640万円の増額、防災対策事業債6,020万円の減額、これに伴い一般財源557万円の減額でございます。

内容につきましては、説明欄ナンバー2、防災無線施設維持管理費で防災行政無線子局190か所の電気料金については年々単価が増加しており、決算見込みにおいて不足する見込みであるため、10節需用費に必要額の増額をお願いするものでございます。

以上が防災危機管理課の補正予算の内容となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 防災無線のことでこの際聞いておきたいんだけど、その場所によって防災無線が聞きにくいとか、分からないというのが結構市民から耳に入ることがあるんだけど、そういった苦情は市のほうに結構来ているの。その辺はどうなの。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） こちらの防災行政無線のほうにつきましては、市民のほうから何件かは聞こえづらいというところも話を受けております。その中で、話がありましたら具体的に現地に行って状況を確認した中で、業者とよりよい方向について対応しているところであります。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今課長言ったように、このところ、おとといも青森のほうで地震があったり、豪雨があったり災害が多いんだよね。そういうときに市民に早く避難とかそういうのを徹底させるのに、こういった防災無線というのは一番効果があるし、市民が分からないということが一番困る。今、大体住宅が物すごく密閉されて二重サッシや三重サッシということで、なかなか聞きにくいということが事実だけでも、自治会のほうを通して来るとは思うけれども、できるだけ迅速に対応してもらえればありがたいと思うので、

要望で結構ですのでよろしくお願ひします。

○委員長（内藤久歳君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時14分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、税務課より、2款総務費、2項徴税費について説明をお願いいたします。

山田税務課長。

○税務課長（山田郁子君） 大変お疲れさまでございます。税務課の補正予算につきまして説明させていただきます。

補正予算説明書の18ページ、19ページをお願いいたします。

18ページ中段の2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、補正前の額7億1,303万7,000円に800万円の増額をお願いし、合計7億2,103万7,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、19ページ説明欄の014市税還付金でございます。年度末までに不足額が生じる見込みとなり、増額補正するものであります。

増額の理由につきましては、法人住民税の確定申告により高額の前払戻金が発生したためでございます。

これで税務課の補正予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願ひいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時16分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、財政課より13款諸支出金、1項基金費について説明をお願いいたします。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤 敦君） お疲れさまでございます。

財政課をお願いいたします補正予算第5号の歳出につきましてご説明いたします。

議案関係フォルダー内の令和7年12月補正予算説明書36ページ、37ページをお願いいたします。

下段になりますが、13款諸支出金であります。1項基金費、1目財政調整基金費、001財政調整基金積立8億7,116万2,000円の増額につきましては、今回の補正予算に伴います歳入歳出の差引額を積み立てるものであります。財政調整基金につきましては、今回の積立てにより現時点での年度末現在高見込額は44億8,378万9,000円という状況であります。

以上が財政課をお願いいたします一般会計補正予算第5号の説明となります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

続いて、歳入について行います。

財政課より15款国庫支出金から22款市債まで一括で説明をお願いいたします。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤 敦君） 引き続き、財政課から説明のほうをさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、このたびの一般会計補正予算19億4,247万9,000円につきまして、財源となります歳入予算についてご説明いたします。

議案関係フォルダー内の令和7年12月補正予算説明書8ページ、9ページをお願いいたします。

初めに、15款国庫支出金であります。1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金1億3,560万8,000円の増額につきましては、障害福祉サービスに係る自立支援給付事業などの決算見込みに基づく障害者自立支援給付費負担金の増額、また特別障害者手当等給付費負担金につきましては、特別障害者手当等の手当額の改定に伴う決算見込みに基づき増額するものであります。

2節児童福祉費負担金1億2,978万8,000円の増額につきましては、保育所等に公定価格に基づき支弁する費用である教育・保育給付事業の決算見込みに基づく増額に伴い、教育・保育給付負担金の増額、また子育てのための施設等利用給付交付金につきましては、こども園等一時預かり保育施設の利用人数が増加したことにより増額するものであります。

8節介護負担金1万円の増額につきましては、介護サービス等給付費等の決算見込みに基づく低所得者保険料軽減負担金の増額であります。

9目教育費国庫負担金、1節幼稚園費負担金277万6,000円の減額につきましては、竜王幼稚園が新制度へ移行したことに伴い、子育てのための施設等利用給付交付金を減額するものであります。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金78万5,000円の増額につきましては、令和7年度介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る補助金の内示に伴い、システム改修事業補助金を増額するものであります。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金86万2,000円の増額につきましては、生活保護システムの改修に係る補助金の内示に伴い、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を増額するものであります。

2節児童福祉費補助金554万8,000円の増額につきましては、地域子ども・子育て支援事業の国の補助基準額の改定に伴い、地域子ども・子育て支援事業交付金を増額するものであります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金22万円の増額につきましては、健康管理システムの改修に係る補助金の内示に伴い、感染症予防事業費等補助金を増額するものであります。

7目土木費国庫補助金、4節都市計画費補助金1億4,997万4,000円の減額につきましては、補助金の確定に伴い篠原地区公園整備事業に係る防災安全社会資本整備交付金及び都市

構造再編集中支援事業費補助金をそれぞれ減額するものであります。

10ページ、11ページをお願いします。

次に、3項委託金、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金32万6,000円の増額につきましては、令和7年度税制改正に対応するため、国民年金事務システムの改修に係る国民年金市町村事務費交付金を増額するものであります。

次に、16款県支出金であります。1項県負担金、2目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金6,664万1,000円の増額につきましては、障害福祉サービスに係る自立支援給付事業などの決算見込みに基づく増額に伴い、障害者自立支援給付費負担金を増額するものであります。

2節児童福祉費負担金4,228万5,000円の増額につきましては、保育所等に公定価格に基づき支弁する費用である教育・保育給付事業の決算見込みに基づく増額に伴い、教育・保育給付負担金の増額及び一時預かり事業の利用者増加に伴い、子育てのための施設等利用給付負担金をそれぞれ増額するものであります。

7節介護保険負担金5,000円の増額につきましては、介護予防サービス等給付費の決算見込みに基づく増額に伴い、低所得者保険料軽減負担金を増額するものであります。

9目教育費県負担金、1節幼稚園費負担金142万5,000円の減額につきましては、竜王幼稚園が新制度へ移行したことにより、私立幼稚園等施設等利用費県負担金を減額するものであります。

2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金16万6,000円の増額につきましては、国の補助金の交付要件の見直しにより婚活イベント事業が交付決定を受けたことにより、地域少子化対策重点推進事業補助金を増額するものであります。

2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金431万5,000円の減額につきましては、特別保育事業における県の補助金交付要綱改正に伴い、1歳児保育を申請する園が減少したことに伴う特別保育事業費等補助金の減額、2段下に記載の乳幼児医療費助成事業補助金及び乳幼児医療費支給事務費補助金につきましては、補助金の対象となる未就学児の医療費助成に係る決算見込みに伴い減額するものであります。

また、説明欄で増額となっている山梨県放課後児童健全育成事業費等補助金と、3段下に記載の地域子ども・子育て支援事業交付金につきましては、補助基準額の改定に伴う増額、12、13ページに移りまして、教育・保育給付費地方単独費用補助金につきましては、保育所等に支弁する施設運営費として教育・保育給付事業の決算見込みに基づく増額であります。

5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金1,304万円の減額につきましては、機構借受農地整備事業において農業法人が計画を見直したことにより、農地集積・集約化対策事業費補助金を減額するものであります。

次に、18款寄附金であります。1項寄附金、1節衛生費寄附金90万8,000円の増額につきましては、民間の生命保険会社から地域住民の健康増進への活用を目的とした寄附がありましたので、保健衛生費寄附金を増額するものであり、また、猫などの保護活動への活用を目的とした寄附がありましたので、環境衛生費寄附金を増額するものであります。

次に、19款繰入金であります。1項基金繰入金、1節財政調整基金繰入金2億919万2,000円の増額につきましては、今回の補正予算における財源不足分を繰り入れるものであります。

なお、財政調整基金の12月補正時点での令和7年度末現在高見込額は44億8,378万9,000円という状況であります。

8目1節公共施設等整備基金繰入金2億740万7,000円の増額につきましては、篠原地区公園整備に係る補助金の交付決定による交付金の減額などに伴い、不足する財源分として繰り入れるものであります。

2項特別会計繰入金、3目1節介護保険特別会計繰入金290万6,000円の増額につきましては、令和6年度介護保険特別会計への繰出金について、決算による精算分を一般会計へ繰り入れるものであります。

次に、20款繰越金であります。14ページ、15ページをお願いします。

1項1目1節繰越金13億4,232万2,000円の増額につきましては、令和6年度決算に基づき確定しました決算剰余金17億4,232万2,000円のうち、補正前の額4億円を差し引いた分を増額するものであります。

次に、21款諸収入であります。5項1目雑入、5節農林水産業費雑入1万3,000円の増額につきましては、耕作者集積協力金の対象農地の一部合意解約による返還金を計上するものであります。

3目過年度収入、1節社会福祉費負担金、過年度収入830万7,000円、2節児童福祉費負担金過年度収入1,143万円、5節介護保険負担金過年度収入128万円の増額につきましては、令和6年度の国庫負担金の確定に伴う追加分が交付されますので、それぞれ計上するものであります。

次に、22款市債であります。1項市債、3目衛生債、2節公共施設等適正管理推進事業

債990万円の減額につきましては、脱炭素社会推進事業における太陽光発電設備設置に伴う防水工事の事業費が確定したことにより減額するものであります。

5目農林水産業債、5節公共事業等債800万円の増額、および7節地域活性化事業債220万円の増額につきましては、茅ヶ岳東部広域農道の事業費の変更に伴いそれぞれ増額するものであります。

16ページ、17ページをお願いいたします。

7目土木債、6節公共事業等債1億3,490万円の減額につきましては、篠原地区公園整備事業における国の補助金交付決定額が当初の見込額より減となったことにより、補助対象経費に対して充当する公共事業等債を減額するものであります。

11節子ども・子育て支援事業債7,640万円の増額につきましては、篠原地区公園整備事業における屋外遊具設置工事について適債性が認められたことにより増額するものであります。

8目消防債、2節緊急防災・減災事業債6,640万円の増額、及び3節防災対策事業債6,020万円の減額につきましては、防災行政無線親局・子局更新工事に防災対策事業債を充当する予定でしたが、充当率の高い緊急防災・減災事業債の適債性が認められたことにより変更するため、それぞれ増額または減額するものであります。

次に、地方債の現在高の見込みに関する調書についてご説明いたしますので、補正予算説明書の40ページをお開きください。

表の一番下の行が合計でありまして、中ほどの起債見込額の補正額の列にありますとおり、今回の補正で5,200万円を減額いたしますと、本年度の起債の発行見込額は、その右列のとおり33億8,690万円となり、一番右の列にありますとおり、令和7年度末の現在高は210億3,047万4,000円となる見込みであります。

以上が歳入予算の説明であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 先ほどの猫の関係の寄附10万円ですが、これ午前中のまちづくりのときにちょっと聞こうと思って、うっかりしたんですが、10万円寄附してもらって、10万円の一般財源を削って事業規模を同じくしているんだけど、寄附の趣旨からすると、その分は猫の事業にプラスするのが普通じゃないかと思うんだけど、その辺はどうなんで

すかね。

○委員長（内藤久歳君） 伊藤課長。

○財政課長（伊藤 敦君） 今回いただいた寄附金のほうに関しましては、猫に関する事業のほうの財源充当をさせていただいておるところであり、財源充当したその分、一般財源のほうが減額になっているというところになります。

○委員長（内藤久歳君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 寄附した人の趣旨からすると、何かちょっとおかしいかなという感じがしたんで、聞こうと思ってうっかりしちゃったんだけど、どうなんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 伊藤課長。

○財政課長（伊藤 敦君） この寄附をされた方に関しましては、長年、亡くなった奥さんが猫の保護活動をしていたということで、今回、猫に対する保護活動に対して寄附をしたいという申出があって、寄附のほうを受け入れたところであり、この方に関しましては、令和5年度にも同じような形で寄附のほうをしていただいた経緯があり、今回と同じような充当作業のほうをさせていただいたところでもあります。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、これで委員の質疑を終了いたします。

これで歳入の質疑を終わります。

これより議案第81号の討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第81号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第81号を終わります。

これで補正予算の審査を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

慎重審議ご苦労さまでした。

次に、その他を行います。

委員より、その他何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 事務局より何かありますか。

小林係長。

○書記（小林久美君） 既に通知にてお知らせをしておりますが、総務常任委員会と各種団体との意見交換会につきまして、委員の防災に関する意見交換のご意向を踏まえ、甲斐市地域防災リーダーネットワークと1月15日木曜日、午前10時から実施で調整をさせていただきました。

甲斐市地域防災リーダーネットワークは、平時から防災知識や技術を高めるために活動をされており、災害時には地域の自助・共助の中心となり活動をされることが期待され、地域の防災力向上を担う団体であります。

現在、会員は12名の会員で活動をしており、意見交換には7名の会員が出席予定であります。委員より事前にお聞きしたい内容がある場合は、事務局までお知らせください。

事務局からは以上になります。

○委員長（内藤久歳君） 以上で、その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時39分